

大和市告示第99号

令和4年大和市告示第95号で告示した、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等について、次のとおり変更する。

令和6年5月30日

大和市長 古谷田 力

1 指定納付受託者の名称及び納付させる歳入等

(下線部分は、変更部分)

名称	納付させる歳入等	
	変更前	変更後
三井住友カード株式会社	印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、不在住証明、戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、除籍全部事項証明書、除籍個人事項証明書、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、戸籍の附票の写し、不在籍証明、身分証明書、届出記載事項証明書、受理証明書、特別受理証明書、一部証明・事故簿、一部証明・電算後、一部証明・電前除改、一部証明・電後除、 <u>独身証明書、市・県民税証明書</u> 、納税証明書、登録証明書(物件)、評価証明書、公課証明書、名寄帳の証明、無資産証明書、法人所在登録証明、その他の市民課窓口で交付する証明書の発行に係る手数料	印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、不在住証明、戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、除籍全部事項証明書、除籍個人事項証明書、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、戸籍の附票の写し、不在籍証明、身分証明書、届出記載事項証明書、受理証明書、特別受理証明書、一部証明・事故簿、一部証明・電算後、一部証明・電前除改、一部証明・電後除、 <u>独身証明書、<u>所得課税証明書</u></u> 、納税証明書、登録証明書(物件)、評価証明書、公課証明書、名寄帳の証明、無資産証明書、法人所在登録証明、その他の市民課窓口で交付する証明書の発行に係る手数料

2 変更する日

令和6年6月1日